

セーフガーディング担当者向け、 軽微な懸念の対応ガイド

企画・制作



制作協力



推進協力



本ガイドは、子どもとの日々の活動の中で生じる
セーフガーディング上の「軽微な懸念 (Low Level Concern)」に対して、
子どもの最善の利益を守る視点から早期に対応するための
セーフガーディング担当者*₁や組織のための実践ガイドです。

*1 日本サッカー協会 (JFA) では、各組織やクラブにおけるセーフガーディング担当者を「ウェルフェアオフィサー (WO)」と名付け、育成及び設置を進めています。

目次

本ガイド作成の背景	1
本ガイドの使い方	2
1. セーフガーディングとは	4
2. 本ガイドの活用範囲	5
3. 軽微な懸念とは	6
4. 軽微な懸念の対応におけるそれぞれの役割	7
5. 軽微な懸念の対応	9
コラム:言えない・言いにくいスポーツ文化	11
6. ケースごとの対応例(CASE 1~9)	14
コラム:なぜ「子どもの送迎」は安心・安全のリスクにつながるのか	17
7. 虐待等の重大な懸念に対するセーフガーディング担当者の役割	25
8. 懸念レベルの評価	26
9. 軽微な懸念の記録	27
10. 軽微な懸念の対応における10のポイント	28
11. 担当者のチェックリスト	29

本ガイド作成の背景

スポーツ界における子どもへの不適切な指導や虐待

スポーツ界では、これまでも、そして今現在も、子どもへの不適切な指導や虐待がなくなり、子どもが深く傷つき、大好きなスポーツを続けられなくなったり、生涯にわたるトラウマを抱える被害にあっています。

こうした重大な事件(事案)の発生時には、よく周囲の大人から「いつか問題になると思っていた」「あの時“ヤバいんじゃないか”と感じていた」「以前から気になる行動があった」「おかしいと思ったが誰にも言えなかった」「自分の勘違いかもしれないと見過ごしてしまった」といったような声が聞かれます。

これらの声は、重大事案の陰に“小さなサイン”や“違和感”が確かに存在していたことを物語っており、こうした兆候や違和感が軽視され、行動に移されないまま時間が経つことで、事態が深刻化し重大事案へと発展していることがわかります。また、事案発覚後の対応においても、セーフガーディングの仕組みが未整備であることが原因で「子どもの最善の利益」を軸にした対応体制が備わっておらず、「加害者の懲罰処分」や「個人の責任追及」のみが行われ、被害を受けた子どもの心身の回復や安心して過ごせる環境の再構築といった支援が不十分なまま、解決とされてしまうケースも多く見られます。

その背景には、現在日本にはスポーツ団体がセーフガーディングに取り組むことを促す法的な後ろ盾や、専門的に助言・介入できる第三者機関が十分に整備されておらず「子どもの権利を守る」という考え方や、被害者を中心に据えて問題を解決する文化が根付いていないという課題があります。そのため、不適切な指導や虐待等が発生した際に、現場スタッフや組織が単独で判断・対応せざるを得ず、子どもの保護や再発防止が不十分になるリスクが高まっています。

本ガイドは、こうした日本のセーフガーディングに関する制度的・文化的な欠落を補い、重大事案になる前の段階から関係者が「子どもの安心・安全」を軸に気づき・共有し・改善できるよう、具体的な視点と方法を示します。



本ガイドの使い方

「軽微な懸念」に適切に対応することで、 子どもへの危害(虐待)を未然に防止し、安心・安全な環境を築く

はじめに

このガイドは、セーフガーディング担当者や指導者の方々が、日常の現場で子どもの安心・安全に起因する“小さな懸念”や“違和感”にいち早く気づき、**重大な事案に至る前に適切な対応を取ることで、子どもへの危害(虐待)を未然に防いでいくための実践的な手引き**です。

なぜ「軽微な懸念の対応(早期対応)」が大切なのか

重大な虐待はある日突然起こる訳でなく、多くの場合、それに至る前に複数の兆候や懸念とされる行動・環境が存在しています。重大な危害(虐待)が子どもに与える影響は甚大であり、心身に長期的な傷跡(トラウマ)を残す可能性が高く、回復には多くの時間と支援が必要となります。そのため、日常の中で表れる些細な懸念に早期に気づき、適切に整理・対応することが極めて重要です。これは、深刻な虐待の発生を未然に防ぐだけでなく、子どもや関係者、そして組織全体への負の影響を最小限に抑えるための、実行可能で効果的な手段となります。

<子どもへの危害(虐待)等の重大な事案が引き起こす影響>

- 子どもの心身への深刻かつ長期的な影響やトラウマ
- 解決までに要する多大な時間・労力
- 対応にあたるスタッフの心理的負担や疲弊
- 子ども・スタッフ間の信頼関係の悪化
- 組織の法的・社会的責任の拡大
- 小規模団体では活動継続が困難になる可能性

軽微な懸念に適切に対応することは、日常から関係者間での対話と改善を促す習慣を育むことでもあり、「オープンで透明性のある組織文化の醸成」にもつながります。その結果として、組織全体の信頼性と健全性が高まり、深刻な事案の発生を防ぐだけでなく、より安全で前向きな活動環境が実現します。

本ガイドの使い方

対象 | 誰のためのガイド？

このガイドは、組織内でセーフガーディングの推進や対応にあたる担当者(例:ウェルフェアオフィサーなど)が、軽微な懸念に実際に対応する場面で指針として活用することを主な目的として作成されています。担当者にとっては、対応の判断に迷ったとき、現場との連携に悩んだときの「よりどころ」となる内容をまとめています。

あわせて、このガイドは指導者・スタッフ・保護者など、子どもに関わるすべての大人にも有益な内容となっています。セーフガーディングの正しい視点や考え方を共有し、日々の活動の中で「早く気づき、子どもの傷つきを防ぐ」感覚を持つことが、予防の第一歩です。セーフガーディングは関わる全員の役割であり、担当者だけに背負わせるものではなく、担当者をリーダーとして組織全体で育てていくべき文化です。特に、子どもとの健全な境界線(バウンダリー)を保つ意識や、その境界線を無意識のうちに越えてしまわないための日常的な習慣づけは、セーフガーディングの文化を根付かせていく上で欠かせない重要な要素です。このガイドは、そうした意識を組織全体で高めていくための一助としても活用できます。本ガイドがきっかけとなり、子どもを中心に据えた安全な環境づくりが広がっていくことを願っています。

立場	本ガイドの使い方
セーフガーディングの担当者 (例:ウェルフェアオフィサーなど)	活動の中で生じるセーフガーディングに関する懸念(特に軽微な懸念)への対応時の指針として本ガイドを確認し、判断・記録・連携のベースとする。
組織(団体・クラブ・協会など)	子どもを中心に据えた安全な環境づくりを推進し、セーフガーディング文化を育む取り組みの一環として活用する。
指導者・スタッフ	子どもと接する日常の中で予防の視点や健全な境界線への意識を高めるための参考とする。
保護者・支援者	組織の対応への理解を深め、安心して関われる環境づくりに役立てる。

本ガイドを主に利用する人

1.セーフガーディングとは

☑ セーフガーディングとは、子どもの安心・安全・尊厳を守るために組織が行う包括的な取り組みです。

その取り組みの中心には、「子どもの最善の利益」を常に判断軸とし、リスクに早く気づき、適切に対応することがあります。

セーフガーディングには大きく分けて、以下の2つの側面があります。

予防 (Prevention)

様々な予防策(啓発、研修、適切な採用、担当者の設置、軽微な懸念への対応、など)を講じることで、組織の関係者や活動による、子どもに対する危害(虐待)を防ぐこと

対応/保護 (Response/Protection)

子どもが実際に安全上のリスクや被害にさらされたときに、子どもの安心・安全を確保し、対処し、支援・回復につなげること

本ガイドは、不適切な関わりが深刻化して虐待に至る前に、また子どもの安心・安全を脅かす重大な事案が発生する前に、関係者の中で協力しながら“未然に防ぐ”ことを第一の目的としています。また、虐待が起こってしまった際にも、子どもの安心・安全を守るための初期対応の一部としても活用できます。

ガイド活用にあたっての前提条件

このガイドは、以下のような基本的なセーフガーディングの仕組みが組織内で整っていることを前提に活用されるものです。これらの条件が十分に整っていない場合でも、ガイドを活用することは可能です。ただし、本来の効果を発揮するためには、前提となる仕組みを組織として段階的に整備していくことが重要です。ガイドの活用とあわせて、セーフガーディング体制の構築にも取り組んでいくことが求められます。

1.セーフガーディングポリシー(方針)及びスタッフの行動規範が策定されていること

子どもの権利と安全を守るための、組織としての基本的な考え方や姿勢が文書化されており、セーフガーディング事案が発生した際の対応についても明文化された書類があること

2.セーフガーディング担当者(責任者)が任命されていること

対応や相談の窓口を担う担当者が明確に定められ、関係者に周知されていること

3.相談・報告のルートが明確で、機能していること

子ども・保護者・スタッフが、困ったときに誰に、どのように連絡できるかがはっきりしており、実際に対応できる仕組みがあること

4.報告/通報者が守られる仕組みがあること (通報者の保護、組織全体の心理的安全性の確保)

懸念を持った人がためらわずに報告できるよう、報告者や通報者を不利益から守る方針や文化があること

上記がまだ整っていない場合も、本ガイドを活用する中で、できるところから文書や体制の準備を進めていくことが望まれます。
セーフガーディングの体制整備や導入支援に関するご相談は、info@scpjapan.com までお気軽にご連絡ください。

セーフガーディングについて「もう少し詳しく知りたい」という方はこちらでも学べます。

<https://scpjapan.online-learning.jp/>



2.本ガイドの活用範囲

このガイドは、「軽微な懸念」に気づいた周囲の大人（指導者・スタッフ・保護者など）から担当者が相談や報告を受けたとき、あるいは担当者自身が関係者や子どもの異変に気づいて対応を始めるときに、役立つことを想定しています。一方で、**重大な虐待や懲罰対応が必要になる疑いがある場合には、速やかに上位機関（組織の中で上の階層に位置し、意思決定や管理を行う機関）へ報告し、外部機関（特定の問題に対して専門的知識を有する独立した団体）や公的機関（国や自治体などの公的権限のもとで設置・運営される警察・児童相談所・教育委員会など）による正式な調査・対応に委ねる必要があります。**そのような重大な案件とは区別し、このガイドは、現場で生じる懸念が深刻化する前に（軽微な懸念のうちに）、教育的介入や対話を通じて改善を図るプロセスを支援するためのものになっています。



図中の青い枠線で囲われた範囲が、このガイドの活用範囲です。セーフガード担当者が中心となり、報告・相談を受けながら指導者やスタッフと連携して、予防的・教育的な対応を行うプロセスを指しています。なお、軽微な懸念であっても、事案の記録・保管は必要であり、一定期間ごとに組織の上位機関への定期報告を行うことで、組織全体としての対応力を高めることが重要です。

3. 軽微な懸念とは

軽微な懸念とは？

-Low-Level Concern-

子どもに対する明らかな危害(虐待)には該当しないものの、「適切ではないのでは」と感じられる行動を指します。これは、たとえどんなに小さなことであっても、または単なる違和感や「何か引っかかる感じ」にすぎない場合も「軽微な懸念」に該当します。具体的には以下のような行動が挙げられます：

- ✔ 組織の行動規範に反する行動(勤務時間外の不適切な行動も含む)
- ✔ 報告・通報すべきか迷ったり、あるいは報告・通報するほど深刻ではないように思ってしまう行動

こうした軽微な懸念を日常的に把握し、記録し、適切に対応することは、より深刻な子どもへの危害(虐待)の発生を未然に防ぐために、最も重要な手段の一つです。虐待はどの組織でも起こり得るものであり、「うちでは起きない」という思い込みは大きなリスクとなります。どんなに小さく見える事柄でも見逃さず、見て見ぬふりをせずに相談・報告し、早期に対応する文化が必要です。

軽微な懸念の例

組織の関係者(子どもの活動に関わる大人)の以下のような行動や態度

- 不注意または思慮に欠ける言動
- 状況によっては不適切と受け取られる可能性のある関わり方
- 職務上必要とは言えない、または境界線を越えた接触や交流
- 過度に親しげな関わりや、特定の子どもの特別扱いする(えこひいき)
- 子どもの写真や動画を、保護者や組織の許可なく撮影する
- 人目のない場所や密室で、一対一で過ごす状況をつくる
- 子どもを辱める、からかう、侮辱する、感情的に怒鳴りつける など、現時点では一度限り、または常態化しておらず、虐待として直ちに通報窓口等に通報する必要があるほど深刻ではない行為
- その他、組織のセーフガーディング行動規範に違反する行為 など

こうした行動が **繰り返される**、または **子どもへの影響が重大**な場合は、**軽微な懸念の範囲を超え、深刻な危害(虐待)に該当する可能性があります。**



4. 軽微な懸念の対応におけるそれぞれの役割

全員の役割

気づいて 相談・報告する

セーフゲーディングは、特定の人だけの責任ではありません。子どもと日々関わるすべての大人が、「おや？」と思った小さなサインに気づき、迷わず相談・報告することが、強固な予防のシステムを構築します。懸念の対象の行為が虐待かどうかを判断する必要はありません。

<全員に求められる行動>

- 軽微な懸念に気づくための知識を身につける。
- 自分が見聞きした懸念をすぐに相談・報告する。「念のため」の共有もOK。一人で抱えない、見て見ぬふりをしないことが重要。
- 相談・報告＝子どもを守る最初の行動。小さな懸念を拾える大人が、組織を支える。
- 行動規範に違反しないよう、自分自身も日々意識する。

<誰に報告する？>

- 基本的には、所属団体のセーフゲーディング担当者へ。
- 子どもに差し迫った危険がある場合は、すぐに警察・児童相談所・教育委員会などの適切な外部機関に連絡し（怪我等のある場合は医療機関にも）、その後速やかに担当者へ報告。

セーフゲーディング担当者の役割

相談・報告を受けて 対応する

セーフゲーディング担当者は、相談・報告された懸念を受けて、状況を整理・判断し、適切な対応につなげる役割を担います。すべてを一人で抱えるのではなく、必要に応じて他の大人・専門機関との連携を図ります。

<担当者に求められる行動>

- 相談・報告された内容を整理。
- 必要に応じ関係者への追加のヒアリングやアンケート調査を実施し、対応のための情報を集める。
- 情報を必要な範囲で必要な人に共有、連携。
- 重大な懸念は速やかに上位機関に報告し、対応レベルを引き上げる。
- 対応後も状況をモニタリング。
- 軽微な懸念であっても事案の内容を毎回記録し、上位機関に定期的に報告・保管する。

**担当者は相談・報告をつなぎ、
最善の対応に導くのが役割であり、
判断の起点は常に「子どもの最善の利益」です。**

4. 軽微な懸念の対応におけるそれぞれの役割

組織の役割

信頼のある風通しの良い組織文化を育む

子どもにスポーツ活動を提供する組織は、スタッフが同僚の行動や活動に関する懸念を早期に安心して共有できるよう、懸念が適切かつ配慮を持って受け止められる「信頼のある風通しの良い文化」を最大限確保します。

<組織に求められる行動>

- 行動規範や価値観、軽微な懸念の定義を文書化し、全スタッフ・指導者に周知する。
- 軽微なうちに早期の声かけ、相談・報告がしやすい文化をつくる。
- 懸念を相談・報告するための安全なルートと仕組みを整備する。
- 懸念の報告者が不利益を受けないよう保護する制度を設ける。
- 行動に対して注意や指導を受けた側はその気づきを尊重し、自己の行動を見直し改める文化をつくる。
- 懸念が相談・報告されることを尊重し、改善のための指針とする姿勢を組織のトップから示し続ける。
- 全員が安心して学び合える研修や対話の機会を定期的に設ける。
- 報告された懸念や事案に対して、透明性と配慮を持って対応する。
- 重大事案や再発防止策は、組織全体で共有し改善につなげる。

本ガイドの活用範囲外

懲罰関連の担当者の役割

重大な懸念・違反の疑いがある場合 セーフガーディング担当者と連携して調査・懲罰等の手続きへ

懲罰や人事措置を担当する部署は、軽微な懸念が重大な懸念・不正行為・違法行為に発展した場合に、セーフガーディング担当者からの報告を受け、必要な調査や人事的対応を行います。軽微な懸念の段階では直接対応することはありませんが、重大案件では、子どもの安心・安全を確保したうえで、適切な懲罰プロセスを通じて組織の信頼性と安全性を守る役割を担います。

5. 軽微な懸念の対応

☑ セーフガーディング担当者が「軽微な懸念」として相談・報告を受けた場合、以下の流れを参考に対応することができます。（順序は必ずしも固定されたものではなく、状況や懸念の内容に応じて柔軟に判断します。）

1. 相談（報告）者の話を聞く ※ここでいう「相談（報告）者」とは、多くの場合「軽微な懸念」に気づいた周囲の大人（指導者・スタッフ・保護者など）であることが想定されます。

- 懸念を伝えてくれた人と落ち着いて話し合い、できるだけ具体的な内容を確認する。
- 匿名での報告の場合は、得られた情報をそのまま記録する。
- 相談者に対しては、心理的ケアが必要な場合は、心理カウンセラー等専門家同席の上で聴き取り調査をする。

※必要に応じて追加確認（目撃者など）

- 状況を知っている可能性のある人に聴き取りやアンケート調査を行う。

2. 懸念の対象者（行為者）と話す ※重大事案が疑われる場合は対応が異なります。

- 懸念の対象者（行為者）と直接話し合いの場を持つ。
※ただし、外部の専門機関等から「話をしないように」と指示がある場合や、重大な虐待の疑いがある場合は、行為者本人と直接面談せず、直ちに子どもの安心・安全を確保するとともに、上位機関や外部機関に通報し連携します。
- 懸念の対象者（行為者）本人との面談の際は、行動の理由や背景、本人の言い分をきちんと聴き取ること。
（対話を通じて、何が子どもの安心・安全の観点から懸念に該当するかを対象者に認識してもらい、行動の改善を促したり、改善の方向性を一緒に考えることができるため）

3. 情報を整理し判断する

- 行為が「軽微な懸念」に当たるかどうか
- 単発では軽微であっても、繰り返されたり他の事例と組み合わせざったりすることで危害の可能性が高まるかどうか
- 危害（虐待）の可能性があると判断した場合は、上位機関や外部機関に報告

4. 記録に残す

- 相談（報告）者・対象者（行為者）・証人などとの会話内容
- 上位・外部機関や専門家とやり取りをした場合はその内容
- 判断の理由と、最終的にとった対応
- 対応内容について、必要に応じて相談（報告）者へフィードバック

判断ごとの対応



5. 軽微な懸念の対応

判断ごとの対応「懸念として報告された行為・行動は…」

問題のない適切な行為



- 懸念の対象者へ「適切な行為であった」旨を伝える。
- 相談(報告)者へも説明し、なぜ問題がなかったのかを理解してもらう。
- 必要に応じて組織の行動規範や研修内容を見直す。
→適切な行為であったにもかかわらず懸念として報告された背景には、ポリシーや行動規範に対する誤解、あるいは研修内容の不明瞭さなどが原因として考えられるため。

軽微な懸念に該当する行為



- 事実の確認(関係者のヒアリング)は必要範囲にとどめ、秘密保持を徹底。
※軽微な懸念は、多くの場合、本人との冷静な対話だけで十分解決ができる。
- 本人の言い分にもしっかり耳を傾け、指導や研修で改善につなげる。一度限りであればこれ以上の追加措置は不要なことも多い。
- 軽微な懸念として事案は記録に残す。
- 必要に応じて行動計画を作成したりモニタリングを継続する。

危害(虐待)の可能性がある行為



- 上位機関や外部機関へ報告し、指示を仰ぐ。懸念の対象者には直接触れない。
- 必要に応じて子どもの安全確認(保護)や懸念の対象者の一時的な活動停止措置。
- 報告を受けた内容、危害(虐待)の可能性があるとの判断に至った経緯、取った行動について記録に残す。

懸念の対象者「本人」との対話(直接伝えること)が難しい場合

軽微な懸念への対応では、懸念の対象となった本人(行為者)に対して、懸念の内容を適切に伝え改善を促すことが基本です。万一、さまざまな理由から直接伝えることが難しい場合でも、組織全体への啓発や研修の機会を活用して注意喚起を行ったり、ヒヤリハット事例とその対応をマニュアル等に整理して共有したりすることで、本人および周囲の関係者に同様の懸念行為が生じないように促すことは可能です。

情報が得られず対応困難な場合

軽微な懸念であるものの、懸念の対象者が報告内容を否定し、行為の有無をそれ以上確認できない場合:

- 「人目のない場所や密室で、一対一で過ごす状況をつくる」など、懸念の対象者が「軽微な懸念」に該当する行動をしていなかったかを確認し、「軽微な懸念」に該当しないよう行動改善を促す。
- その旨を記録して保管する。記録は、「軽微な懸念」が発生しないような体制をつくることにつながり、将来同一人物に対して別の懸念が生じたときに、累積的に判断する際の参考になる。

コラム：言いにくい・言えないスポーツ文化

軽微な懸念の対応では、本来担当者が「懸念を直接本人に伝える」ことが基本です。しかし、スポーツ界には独特の構造があり、担当者が「言いにくい・言えない」と感じてしまう状況が生じやすいことも事実であり、実際に、そのように感じている人が少なくありません。一方で、「言いにくい・言えない」状態が続くと、セーフガーディングの対象となる虐待や軽微な懸念が見過ごされ、問題の存続を許してしまう結果につながります。「言いにくい・言えない」という心理の背景には、スポーツ界に根強く残る上下関係の強さや、沈黙が当たり前とされる文化が存在します。特に伝統や力のあるスポーツ強豪校やチームでは、セーフガーディング上の懸念があっても「言いにくい・言えない」状況が生じやすいことに留意し、担当者だけが努力するのではなく、組織全体で安心して懸念を伝え合える文化を構築していく必要があります。

強い上下関係



スポーツ現場には、上位役職者や指導者の権威が強く、選手やスタッフが逆らいにくい構造が存在する場合があります。

その結果・・・

- ・指導者に意見をすることが生意気と誤解される。
- ・虐待や不適切な行為に気づいても「試合に出してもらえないかも」と恐れ、声を上げられない。

指導者の裁量の大きさ



指導は「専門領域」として過度に尊重(特に結果を出している指導者に多い)される場合があります。

その結果・・・

- ・指導者の判断に対して他のスタッフが介入できない空気が生まれてしまっている。
- ・「指導者に口出してはいけない」という暗黙の了解が形成されてしまう。

勝利主義の文化



スポーツの現場では、「勝つためには厳しさが必要である」という価値観が組織に共有されている場合があります。

その結果・・・

- ・選手(保護者)は「結果を出すため」「強くなるため」には多少の厳しさは仕方ないと受け止め、我慢してしまう。
- ・成果が出ることを理由に誤った指導方法でも正当化され、問題行動が見過ごされてしまう。

チームに存在する同調圧力



スポーツ現場では、チーム内に強い同調圧力が存在する場合があります。その結果・・・

- ・「誰も言わないから自分も言えない」という組織の沈黙が生じる。
- ・問題を指摘すると不利益を受けたり、組織から排除されてしまうのではないかと感じてしまう。
- ・チームの結果に影響することを懸念して声をあげられなくなってしまふ。

セーフガーディングの取り組みは、上記の「言いにくい・言えない文化」そのものを問い直し、誰もが声を上げやすい環境へと変えていくことから始まります。

5. 軽微な懸念の対応

基本的な考え方

- ✓ 軽微な懸念の多くは、懸念の対象者(行為者)本人との冷静な対話だけで改善につながる。
- ✓ 軽微な懸念の対応の多くは、子どもへの直接的なヒアリングを行わない。
軽微な段階で子どもに確認を広げることは、かえって不安や偏見を招くリスクがある。
- ✓ 軽微な懸念の場合、大事なのは懸念の対象者を「責める」ことではなく、気づきを促すこと。
批判的・脅迫的な伝え方では行動は変わりにくいことが、研究や実務経験からも知られている (Miller & Rollnick, 1991)。
- ✓ 懸念の対象行為が結果として「問題なし」と判断された場合でも、報告した人が責められることがない。
→ この場合の本質的な課題は「報告すべき懸念の基準が不明確である」ことであり、ポリシーや行動規範の明確化や周知の強化、研修内容の改善が必要。
- ✓ 一方で、虚偽の報告や悪意ある通報は未然防止の仕組みを混乱させ、子どもを守るプロセスを妨げる重大な行為であり、厳正に対処する。
- ✓ 行為が「子どもへの危害(虐待)」にあたる、またはその可能性が十分にあると判断される場合は、速やかに上位機関や外部機関へ報告し、対応レベルを引き上げる。判断が難しい場合でも、ためらわずに相談することが重要である。

軽微な懸念のレベルを超え、虐待事案とされる場合には、本ガイドに記載の対応とは異なる以下のような対応が想定されます：

1. セーフガーディング担当者は速やかに上位機関や外部機関に報告を行う。
2. 担当者はできる限り早く子どもと面会し、組織として子どもを守るから安心するように伝える。
3. 虐待が疑われる大人と子どもとの接触を避けるため、上位機関と連携し、セーフガーディングポリシーに基づいて一時的な接触制限(例：活動停止)を実施する。
※この段階では事実確認よりも子どもの安全を優先する。
4. セーフガーディング担当者は、上位機関の指示があるまで、虐待が疑われる大人に対し情報提供や事情聴取を行ってはならない(個人的な接触は調査の妨げや証拠隠滅のリスクがあるため)。

5. 軽微な懸念の対応

重要！ セーフガーディング対応においてポリシーや行動規範が必要な理由

セーフガーディングは、感情や個人の判断に依存するものではなく、組織としての責任ある対応が求められます。対応方針をあらかじめ明文化しておくことにより、以下のような利点があります：

- 対応の正当性を担保できる（外部機関や関係者への説明責任に対応）。
- 現場での判断や対応に一貫性が生まれる（対応ミスや混乱を防ぐ）。
- 加害が疑われる者・被害を受けた子ども双方の権利を守る。
- 証拠隠滅・報復などの二次被害のリスクを最小限に抑えられる。
- 将来の監査・訴訟に対して組織を守る証拠となる。

そのため、すべてのセーフガーディング対応は、事前に定められたポリシーに則って行うことが重要です。

その他：セーフガーディングの取り組みにおいてよくある質問

Q. 事案によっては子ども側にも問題があるのでは？子どもも叱られるような行動を改善すべきでは？

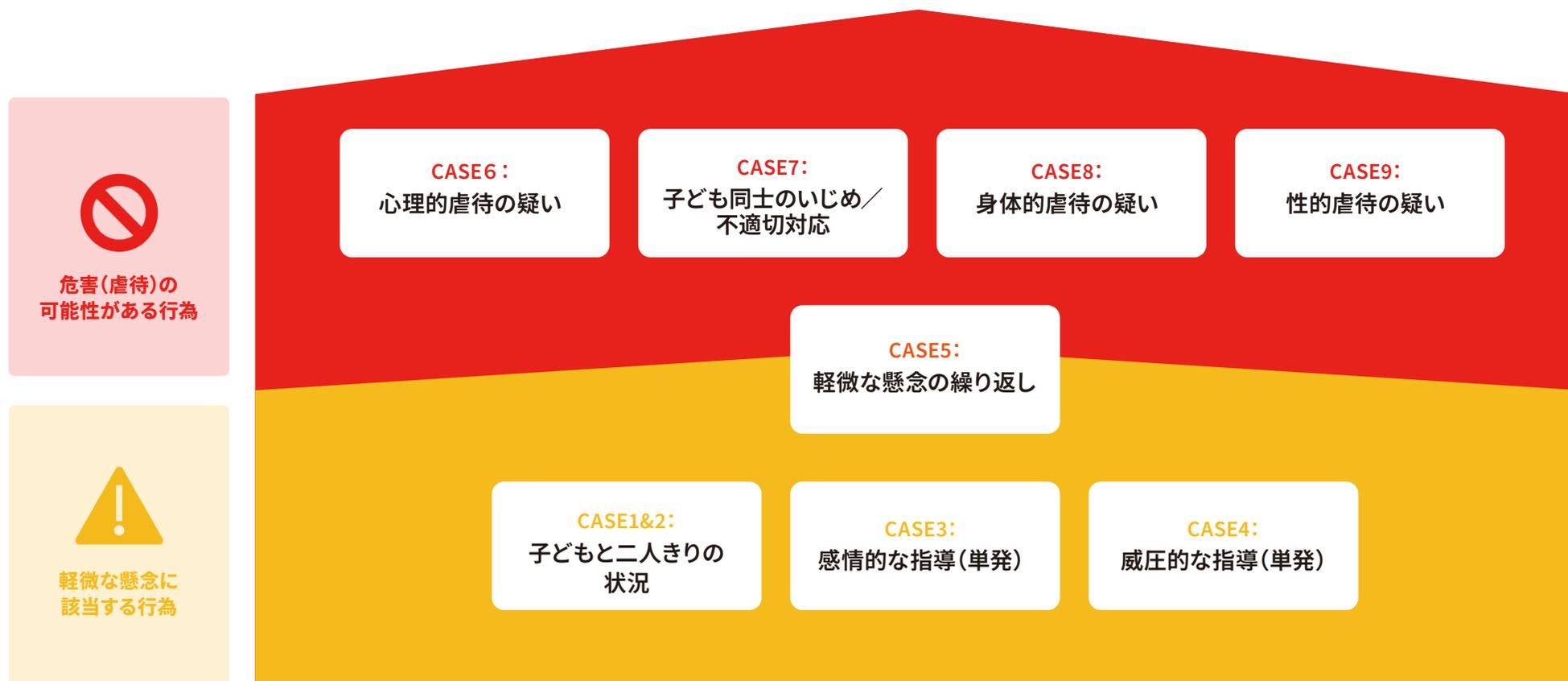
A. このガイドで扱うセーフガーディング上の「軽微な懸念の対応」は、あくまで大人の行動が適切であったかどうかを確認することを目的としています。セーフガーディングでは子どもを守ることがまず優先されるべきで、大人の判断で「子どもにも問題があるのでは」という姿勢で懸念に対応してしまうと、子どもはその後一切担当者に相談しようとしなくなります。その結果、虐待に該当するケースが表面化しないことにもつながります。子どもの行動改善が必要かどうかは、複数のスタッフや保護者も交えて話し合い、時には心理学の専門家等にも相談しつつ判断すべきであり、行動改善が必要な場合でも、セーフガーディング対応とは切り離し、教育的支援や日常の指導で扱います。ただし、その指導は暴力や威圧ではなく、子どもの成長を支える話し合いや、建設的な関わりであることが前提です。セーフガーディングの枠組みは「子どもを守ること」に焦点を当てており、子どもの行動を裁いたり責めたりするものではありません。

6. ケースごとの対応例

ここでは、軽微な懸念に関するいくつかの事例と、セーフガーディング担当者の対応の仕方の例を紹介します。

セーフガーディングの事案は常にケースバイケースであり、「これが正解」という唯一の対応があるわけではありません。

しかし、あらかじめ「情報をどのように整理するか」「どのような観点で判断するか」「どのような対応方法が選択肢として考えられるか」といった流れをイメージしておくことで、実際に事案が発生した際にも担当者が落ち着いて行動しやすくなります。また、このガイドを関係者全員で共有することで、どのような手順や基準で判断・対応するかを共通認識として持つことができ、担当者一人に責任が集中することも避けられます。



CASE1 :子どもと二人きりの状況

遠征先での単独対応



✓ 状況

U-10の遠征中のこと。ボランティアコーチAが、一人の選手と長時間二人きりで行動。別ボランティアが違和感を覚えセーフガーディング担当者に相談・報告をした。

✓ 懸念

- ・セーフガーディングでは、他のスタッフの見えないところで子どもと一対一で長時間過ごすことは透明性の確保や、適切な境界線を保つという観点から、リスクとされている。
 - ・今回コーチAがとった行動は行動規範への違反の可能性がある。
- ※セーフガーディングの行動規範等でも「子どもに関わる時には可能な限り二人以上の大人で行動すること」と記載されていることが多くあります。

✓ 初動

- ・担当者が報告を受領→懸念の対象者(コーチA)と対話。
- ・コーチAと話をした結果、行動の意図は子どもへの個別のサポートが必要だったからであり、セーフガーディングにおいて配慮不足だったことを本人も認識していることがわかった。

✓ 判断

- ・軽微な懸念に該当する事案(子どもへの危害・虐待には該当しない)。

✓ 対応

- ・「常にスタッフ二名体制」を心がけたり、やむを得ず子どもと一対一で過ごさないといけない場面での報告など、行動基準をリマインド。
- ・必要に応じて、ボランティアに向けた追加研修(境界線/自己申告/連絡手順)を実施したり、マニュアル等をアップデートする。
- ・次回以降、人員配置計画をアップデートし、「常にスタッフ二名体制」が取れるように改善。

✓ 記録

- ・ボランティアからの最初の報告内容、懸念の対象者との面談内容、行った対応の記録。

CASE2 :子どもと二人きりの状況

子どもの送迎



✓ 状況

練習後、保護者都合で練習場に残ったU-13チームの選手を、コーチCが自車で選手の自宅へ送迎を行った。後で規程違反に気づき、自らセーフガーディング担当者へ「自己申告」した。

✓ 懸念

- 行動規範への違反の可能性がある。
- 個別の送迎は、子どもとの境界線を曖昧にしたり、不適切な関わりや虐待等の誤解を招くことがあるため行動規範で禁止されている。

✓ 初動

- 担当者が本人から報告を受領→本人(コーチC)と対話。
- 事後ではあるが自己申告されたということは、本人が行動の懸念を理解しており、改善意欲もあることがわかった。

✓ 判断

- 軽微な懸念に該当する事案(子どもへの危害・虐待には該当しない)。

✓ 対応

- 本人へ改善案を提案(次回は事前のクラブ承認、スタッフ二名体制を必須化など)。
- 緊急時フロー(待機スペース/代替連絡網)を整備。
- 自己申告により組織環境/体制の改善につながった好事例として他スタッフへも共有。自己申告の文化を推奨。

✓ 記録

- 報告(自己申告)された内容、自己申告をした本人との面談内容、行った対応の記録。

コラム：なぜ「子どもの送迎」は安心・安全のリスクにつながるのか

子どもの送迎は、親切な行動や助け合いとして行われることが多く、日常の中では特に問題として意識されにくい行動です。しかし、送迎という行動の中には、子どもの安心・安全を考えるうえで、注意が必要な点も含まれています。

なぜ注意が必要？

子どもの送迎は、大人と子どもが密室・一对一の状況になりやすく、誤解やトラブル、ハラスメントや虐待のリスクが生じやすい行為。また、本来は守られるべき「指導者と子ども」の間の境界線があいまいになりやすく、実際に問題が起きた場合だけでなく、「何も起きていない」場合であっても、子ども（周囲の子どもを含む）・保護者・指導者本人のいずれにとっても不安や疑念を生みやすい行動とされています。

どのような行動が適切？

原則として、指導者・スタッフが個別に子どもを送迎することは行わない。やむを得ず送迎が必要な場合には、以下のような一対一や密室の状況を避けるような工夫や、リスクを軽減する措置を講じましょう。

- 保護者の事前同意を得る。
- 複数人での同乗、または第三者が確認できる状況を確認する。
- 組織として定められたルール・プロセスに従う（例：経路・時間・同乗者情報などを記録、予定外の立ち寄り禁止、など）。

組織として大切なこと

- なぜ送迎が子どもの安心・安全にとってリスクになり得るのか、その考え方を組織内で共有する。
- 送迎に関する明確なルールと記録を設け、子どもと指導者・スタッフ双方を守る。
- 送迎に関して不安や迷いが生じた場合の、相談・報告先（例：セーフガーディング担当者）をあらかじめ周知しておく。

明確な方針を定めることで、子どもが安心してスポーツに参加できる環境をつくと同時に、指導者やスタッフ自身を、不安や誤解、過度な負担から守ることもつながります。



CASE 3 : 感情的な指導 (単発)

感情的な怒鳴りつけ



✓ 状況

小学生チームの練習試合中、コーチAが選手のミスに対して感情的に大声で怒鳴りつけた。選手は萎縮してしまい、その後のプレーにも影響が出た。それを見ていたチームスタッフBは、コーチAに「あの言い方は選手にとってよくない」と直接本人に懸念を伝えた。コーチAはその場で反省し、「言ってくれてありがとう」と御礼を言った。その後2人はセーフゲーディング担当者にこの件を共有した。

✓ 懸念

- ・ 行動規範(尊重・尊厳をもって接すること)の違反に該当。
- ・ 場合によっては危害(虐待)に該当する可能性があり、子どもへの影響が出る可能性がある。

✓ 初動

- ・ 同僚が直接注意→担当者が報告を受領→懸念の対象者(コーチA)と対話。
- ・ コーチAと話をし、一度きりの出来事で、本人も感情的になってしまったことを反省していることがわかった。

✓ 判断

- ・ 危害(虐待)に発展する可能性があることを踏まえつつ、コーチAに関する懸念の報告は初めてでもあり、本人も反省しているため、この時点では重大事案として上位機関への報告はしない。
- ・ 現時点で身体的危害や継続性はないため「軽微な懸念」に分類。
- ・ ただし、子どもへの心理的影響は無視できず、再発防止の対策は必要と判断。

✓ 対応

- ・ 行動が不適切であることをコーチA本人に明確に伝え、クラブの行動規範を再確認。
- ・ 最近クラブ全体で軽微な懸念が増えている傾向も見受けられたため、コーチAを含むコーチ全員にセーフゲーディングや子どもへの声かけに関する研修を実施。
- ・ 子ども様子をモニタリングし、必要に応じて子どもへのケアやサポートを提供。

✓ 記録

- ・ 最初に報告された内容、懸念の対象者との面談内容、行った対応、子どもへのフォロー内容を記録。

CASE4: 威圧的な指導 (単発)

物を投げる (物にあたる)



✓ 状況

中学生チームの練習中、コーチBが選手のプレーに苛立ち、ピッチサイドに置かれていたペットボトルを強く地面に投げつけて威嚇する行為を行った。選手たちは萎縮し、練習の雰囲気が悪化。これを目撃したアシスタントコーチがクラブのセーフガーディング担当者に懸念として報告した。

✓ 懸念

- ・ 行動規範(子どもに安心安全な環境を提供すること)の違反に該当。
- ・ 暴力的な行為であり、心理的威圧・恐怖を与える可能性が高い(実際に選手に影響が出ている)。
- ・ 繰り返されれば「心理的/身体的虐待」に発展する恐れあり。

✓ 初動

- ・ 担当者が報告受領 → 他の目撃者(保護者・選手)の状況確認。
- ・ 懸念の対象者(コーチB)と面談し、行動の背景や意図を聴く。
本人は「子どもにも非がある」「時には厳しさも必要」と主張した。
- ・ 実際に物を投げて威嚇する行為が確認されたが、子どもへの直接的な身体的危害はなかった。

✓ 判断

- ・ 当該行為は「恐怖や不安を与える行為」として看過できず、さらにコーチB本人の認識も甘いため、軽微な懸念に分類しつつ重大化のリスクが高いと判断。

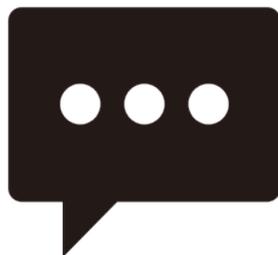
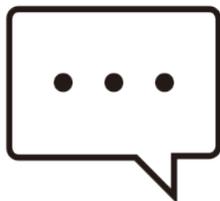
✓ 対応

- ・ 行為の不適切さをコーチB本人に明確に伝え、再発防止を強く指導。
- ・ コーチBに対し「セーフガーディング研修」受講を義務付け。
- ・ チーム全体で行動規範を再確認し、スタッフ間で安全な指導環境づくりを共有。
- ・ 保護者や選手へ対応内容を説明し、安心感を与える措置をとる。

✓ 記録

- ・ 最初に報告された内容、他の目撃者の証言内容、懸念の対象者との面談内容、行った対応、保護者/選手へのフォロー内容を記録。

CASE 5 : 軽微な懸念の繰り返し



✓ 状況

アカデミー(高校生)チームで活動するスタッフEに関し、①特定選手をひいき、②半密室で選手と一対一での指導、③事前の承認を得ずに子どもを送迎…と小さな懸念が数か月で複数件報告されている。

✓ 懸念

- ①②③いずれも行動規範の違反に該当。
- 毎回「軽微な懸念」として、行動規範の逸脱であることを明確に伝えているが、一向に改善されない。
- それぞれ個別の事案では軽微な懸念にとどまっていますが、繰り返されるパターンは、子どもへの危害や虐待のリスクを示唆している可能性あり。

✓ 初動

- 単発だと軽微な懸念ともとれるが、別の記録(事案)と組み合わせてみると懸念のレベルが引き上がるようにも見られるため、上位機関(上位担当者)へ相談。

✓ 判断

- ルールの無視が常態化しているため、上位機関の助言を得て、重大化のリスクが高く対応レベルを引き上げる必要のある懸念と判断。

✓ 対応

- 所定の調査(人事)チームへ引継ぎ。
- 必要に応じて子どもの安全配慮策(スタッフの配置替え・同行者追加)を実施。

✓ 記録

- ①②③に関する過去の個別の記録を確認し、新たに「繰り返し事案」として初動から対応までの経過を記録。

CASE6 : 心理的虐待の疑い

暴言の繰り返し



✓ 状況

コーチDが練習で選手を怒鳴る／嘲笑している、との報告がスタッフからセーフガーディング担当者に入る。初回は謝罪し改善を約束したが、数週間後に再発が確認され、さらに保護者からも苦情の連絡が入った。

✓ 懸念

- ・ 行動規範の違反に該当。
- ・ 侮辱的で、かつ繰り返される行為は、子どもへの心理的影響が大きい。
- ・ 個別事案は軽微でも、繰り返されることでリスクが上昇。

✓ 初動

- ・ 担当者が報告を受領→過去の記録を確認し、複数回の事案であることが発覚したため、上位機関へ相談。

✓ 判断

- ・ 初回と2回目における判断: 軽微な懸念。
- ・ 3回目: 改善意思が乏しく、繰り返しであることから、上位機関とも連携し、危害(虐待)事案の可能性のあるものとして、対応レベルを引き上げ。

✓ 対応

- ・ 初回: 行動が不適切であることをコーチD本人に明確に伝え、行動規範を再確認。
- ・ 2回目: 研修の受講を促し、書面でも警告。
- ・ 3回目: 危害(虐待)事案の可能性のあるものとして、所定の調査チームへ引き継ぎ、セーフガーディング担当者は子どもへのケアやフォローを実施。

✓ 記録

- ・ 過去の個別の記録を確認し、新たに「繰り返し事案」として初動から対応までの経過を記録。

CASE7 : 子ども同士のいじめ／不適切対応



いじめ防止プログラム

文部科学省からの委託事業として、NPO法人湘南DVサポートセンターが作成したプログラム。指導者を対象に、子どもたちへいじめ予防の指導をする際に活用できるガイドラインです。

リンク:

https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/22_shonan_dv_report.pdf

❖ 状況

中学生チームで、複数の選手が特定の子をからかい、用具を隠すなどのいじめ行為をしていた。ある保護者が監督に相談したが、監督は「子ども同士のよくあることだ」と取り合わず、チームで問題を共有しなかった。さらに「親が大げさに言いすぎだ」と報告者を責める言動をしたことも含め、保護者からセーフガーディング担当者に連絡が入った。

❖ 懸念

- いじめの報告を軽視し、被害の拡大や子どもの安全確保を怠ったことは、重大な行動規範の違反。
- 通報者(保護者)を責めることで、報告文化を阻害するリスクがある。

❖ 初動

- 重大な不適切対応の疑いがあるため、上位機関(担当者)へ報告。

❖ 判断

- 「軽微な懸念」ではなく、重大な不適切対応として扱うべき可能性が高い事案。

❖ 対応

- いじめの内容をセーフガーディング担当者が直接確認し、子どもの安全を確保。
- 深刻な事案として、所定の調査チームへ引き継ぎ。
- 報告者(保護者)へ正式に謝意を伝え、安心して声を上げられる仕組みを補強。
- チーム全体でのいじめ防止ワークショップや指導者研修を実施。

❖ 記録

- 保護者からの報告内容、行った対応、保護者／子どもへのフォロー内容を記録。

CASE8 : 身体的虐待の疑い



✓ 状況

高校サッカーチームの監督が、練習中に複数の選手を繰り返し叩いたり蹴ったりした。怪我をした選手もいたが、監督は「事故」と説明し、スタッフに口止めをしていた。後日匿名通報により発覚。

✓ 懸念

- ・ 繰り返しの身体的暴力 → 「危害(虐待)」にあたる行為。既に怪我をした選手がおり、安全確保が必要。
- ・ 隠蔽行為(口止め) → 監督本人が意図的に事実を隠そうとした悪質性が高いことを示す要素。
- ・ 他のスタッフが隠蔽に加担した場合、組織的な隠蔽となり、組織全体の信頼を損なう深刻なリスク。
→ 直ちに重大事案として取り扱う必要がある。

✓ 初動

- ・ 重大な虐待の疑いがあるため、上位機関(担当者)へ報告。
- ・ 怪我人の確認。

✓ 判断

- ・ 軽微な懸念ではなく、深刻な虐待の疑いがある懸念として、対応レベルを引き上げ。

✓ 対応

- ・ 上位機関や外部機関の指示に従う。
- ・ 上位機関に確認のうえ、セーフガーディングポリシー等に従い、監督を即時活動停止とし、子どもの安全確保。
- ・ 関係者聴取は外部機関や専門チーム主導で行い、現場担当者は協力姿勢を維持。
- ・ 隠蔽に関与したスタッフも調査の対象として対応。

✓ 記録

- ・ 匿名報告の内容、行った対応、保護者/子どもへのフォロー内容を記録。

CASE9 : 性的虐待の疑い



子ども同士の虐待にも注意

今回のケースでは、大人から子どもに対する性的虐待についてを取り上げていますが、性的虐待は、子ども同士の関わりの中でも起こり得る深刻な問題です。「悪ふざけ」のように見えても、被害者にとっては重大な被害となることがあります。

子どもたちが「ふざけているだけ」で済ませず、早期に気づき、対応する姿勢が必要です。

ポイント

- ・虐待にあたる可能性が高い事案については、すぐに上位機関へ報告。子どもの安全確保を最優先し、懸念の対象者への事実確認・対応等は上位機関の判断に委ねます（証拠の隠滅などのリスクを避けるため、現場担当者が自己の判断で接触をしない）。
- ・性的虐待に関する事案対応については、分野横断的な観点から整理された以下の資料も参考にし対応方法を明確にしておきましょう。
▶「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（こども家庭庁、2025）」

✓ 状況

中学3年生の女子選手が、コーチSから練習後に繰り返し2人きりで残され、肩や腰に触れられる行為があった。さらにSNSで深夜に個人的なやり取りを求められていた。選手は不安を感じ、保護者に相談。保護者からセーフガーディング担当者へ報告が入った。

✓ 懸念

- ・不適切な身体接触+私的関係の強要。→ 性的虐待の疑い
- ・単発ではなく繰り返しのパターン → 明確に「危害(虐待)」の可能性を示唆。

✓ 初動

- ・虐待の疑いがあるため、上位機関(上位担当者)へ直ちに報告。

✓ 判断

- ・「軽微な懸念」ではなく、重大な虐待が疑われる懸念と扱うべき事案。

✓ 対応

- ・子どもの安全確保を最優先とし、緊急的な対応としてセーフガーディングポリシーやチーム規程等に従って、コーチSが子どもと接触しないよう一時的な活動への参加停止措置を講じる。
- ・現場担当者によるヒアリングは行わず、上位機関や外部機関の指示を仰ぐ。
- ・上位・外部機関と連携し、関係者聴取や子どもへの支援を実施。

✓ 記録

- ・保護者からの報告内容、行った対応、保護者/子どもへのフォロー内容を記録。

7. 虐待等の重大な懸念に対するセーフガーディング担当者の役割

子どもへの危害（虐待）に該当する可能性がある懸念（例：CASE5～CASE9）は、軽微な懸念とは異なり、速やかに子どもの安心・安全を確保するとともに、上位機関や外部機関へ報告し、必要に応じて懲罰等を担当するチームによる正式な調査に移行します。

この場合、セーフガーディング担当者が直接調査やヒアリングを行うことは想定されていません。しかし、調査や懲罰プロセスでは、子どもの権利・安心・安全が置き去りにされる以下のようなリスクがあります：

- 子どもの意思や気持ちが聴かれないまま結論が出されてしまう。
- 環境改善につながらず再発のリスクや二次被害のリスクが残る。
- トラウマに配慮されない複数回のヒアリングで子どもがさらに傷つく。

こうした事態を防ぐため、セーフガーディング担当者は調査チームと連携し、子どもの声やニーズを補足的に伝え、何が子どもにとって最善の利益になるかを配慮するとともに、見落とされているリスクがないか点検する役割を担います。



子どもの視点を
忘れず補完的
に関わる

8. 懸念レベルの評価

懸念が報告された際に、懸念のレベルを評価し、次のアクションにつなげることはセーフガーディング担当者の重要な役割です。

しかし、懸念のレベルを評価することは、特に最初は難しく、不安に感じられることがあるかもしれません。そこで、以下に示すような判断軸やポイントを参考にしながら、組織全体で懸念レベルの評価の質を少しずつ高めていきましょう。また、以下のような判断基準を組織ごとにあらかじめ明確にしておくことで、スタッフや指導者は「どのように行動すべきか」を理解しやすくなり、日々の実践を正しく行うための支援ツールとなります。さらに、関係者や保護者とうした基準を共有しておくことで、対応時に理解や協力を得やすくなります。なお、懸念の判断や対応を一人の担当者だけに委ねるのは大きな負担やリスクにつながります。組織としては、複数名のセーフガーディング担当者を設置し、チーム体制で情報を共有しながら判断できる仕組みを整えることが望まれます。こうした体制があることで、担当者が一人で抱え込むことを防ぎ、より透明性と信頼性のある対応につながります。

判断軸 懸念のレベル	行為の内容	子どもへの影響	加害行為の継続性
軽微な懸念	不適切だが一度きり、 軽度	影響は限定的、 改善可能	偶発的、一時的
危害(虐待)の 可能性あり	繰り返しの傾向、 心理的影響あり	子どもが萎縮・ 不安・継続的影響 のおそれ	繰り返しの傾向、 改善意欲がみられない
明確な 危害(虐待)	身体的虐待・ 性的虐待・ 深刻な心理的虐待	怪我、トラウマ、 安全が脅かされる	系統的、意図的、 隠蔽を伴う

レベルごとのセーフガーディング担当者の対応例

- ・ 懸念の対象者（行為者）との対話
 - ・ 本人への注意や環境改善
 - ・ 研修／啓発の強化
-
- ・ 上位機関に相談・報告（アドバイスや指示を仰ぐ）
 - ・ 警告や継続的なモニタリング
 - ・ 必要に応じて子どもの保護やケア
-
- ・ 即時上位機関や外部機関に報告
 - ・ 上位機関や外部機関による対応に協力
 - ・ 子どもの保護とケア

留意点

- 「軽微な懸念」も繰り返されたり、パターン化がみられる場合は対応レベルを次のフェーズに引き上げます。
- 判断が難しい場合は、必ずまずは上位機関に相談しましょう。
- 担当者が一人で抱え込まず、チームで確認することを大切にしましょう。ただし、情報の取り扱いや共有範囲に注意しましょう。

9. 軽微な懸念の記録

- ✔ 軽微な懸念は、すべて記録・保管するようにしましょう。
記録を通じて、繰り返しのパターンを特定することができます。また、記録を通じて起きたことを組織全体の教訓にし、次に活かし続けることが大切です。

記録・保管されるべき事項

- ・ 懸念の詳細
- ・ 懸念が生じた背景
- ・ 講じられた措置・対応
- ・ 懸念によってリスクに晒された子どもがいる場合はその子どもの名前
- ・ 懸念の対象者(懸念となる行動をした人物)の名前

※懸念を相談・報告した人が誰かについての記録は、本人が匿名を希望する場合、特段の理由がない限り、記録する必要はありません。

記録は どこで・いつまで保管されるべき？

- ・ 記録は、組織が定めた安全かつアクセス制限のある場所に保管します。
(担当者や指定された管理職のみアクセス可能など、情報共有のルールをあらかじめ決めておく)
- ・ 一方で、再発防止や組織の学びのためには、個人が特定されない形で傾向や教訓を共有することも重要です。その際は個人情報が開示されないよう十分に留意します。
- ・ 記録の保管期間は組織ごとに決定しますが、過去事例の参照や対応の一貫性を確保するため、UKのガイドライン等では「本人が組織を離れるまで」の保管が推奨されています。

なぜ記録・保管が必要なの？

- ・ 組織全体の文化的／潜在的なリスクや懸念のパターンを把握し、日頃の啓発活動や研修内容に反映するため。
- ・ 特定の人物の行動が繰り返しのものであるかを確認し、必要に応じて対応レベルを引き上げるため。
(重大な事案／虐待事案等として対応するため)
- ・ 過去の事例を確認し、子どもへの影響を正しく把握するため。

その他のポイント

- ・ **匿名化の原則**：必要な範囲を超えて個人情報を記録しない。
- ・ **報告者保護**：虚偽でない限り、報告した人が責められたり不利益を受けないように扱う。
- ・ **二次被害防止**：記録が外部に漏れることで子どもや関係者が不利益を受けないよう配慮。
- ・ **記録を一人で抱え込まない**：必ずセーフガーディング担当者間や指定のチームで共有。
- ・ **定期レビュー**：半年や年度ごとに過去記録を見直し、繰り返しのパターンを予防策に反映。

10. 軽微な懸念の対応における10のポイント

▶ ポイント1 | 軽微は「重要でない」を意味するものではない:

軽微な懸念とは、すぐに深刻な案件にあたらなくても、放置すれば重大化する恐れのある初期のサインです。

▶ ポイント2 | 行動は事実と意図の両面にとらえる:

軽微な懸念への対応は、違反や虐待の立証を目的とせず、報告時点で把握できている事実と、見えている態度や言動の背景にある意図をあわせて整理し、組織の基準や境界線とのずれを判断します。

▶ ポイント3 | 軽微な懸念とされる行動は“子どもに対する直接的な行動”だけに限らない:

子どもへの直接的な行動だけでなく、大人同士(例:スタッフ間で子どもに関する不適切な冗談や軽口を言う等)、子ども同士(例:いじめ、悪ふざけ)のやり取りや態度、関係性の形成過程(例:特定の子どもや保護者と不自然に親密になっていく等)も軽微な懸念の対象にあたります。

▶ ポイント4 | 軽微な懸念の報告は「告げ口」でもなく、「処分するため」でもない:

軽微な懸念の相談・報告や対応は、加害者を特定して処罰するためではなく、組織全体の安全な文化を守り、将来の重大事案を防ぐことが目的です。

▶ ポイント5 | 早期に、ためらわず共有する:

「この程度で…」とためらわず、小さな違和感でも速やかに担当者へ相談・報告します。担当者は報告者に対し「報告してくれてありがとう」と伝えることを意識しましょう。

▶ ポイント6 | 事実確認は“必要最小限”:

軽微な懸念では、懲罰や違反の立証を目的とした厳密な調査は行いません。関係者への大規模な聞き取りは原則避け、報告内容と、懸念となる行為を行った本人の状況や見解を確認する程度にとどめます。その上で情報を整理し、対応の必要性や内容を判断します。

▶ ポイント7 | 子どもへのヒアリングは「必須」ではない:

軽微な懸念の段階では、子どもへの直接ヒアリングは基本的に必要ないことが多いです。ヒアリングがかえって子どもたちの不安や周囲の偏見を招く恐れもあるためです。一方で、子どもの表情や行動の変化を丁寧に観察し、必要と判断される際には、追加のサポートや措置を検討するために関係者と連携し心理的安全に配慮した最小限の聞き取りを実施します。

▶ ポイント8 | 報告者を守ることが「共有文化」を育てる:

軽微な懸念の相談・報告は、事実誤認や誤解によるものであっても報告者の責任を問わず、偏見や不利益から保護します。誤解や勘違いによる報告はむしろ正常かつ健全であり、悪意のある意図的な虚偽の報告のみ、重大な規律違反として対応します。

▶ ポイント9 | 記録とモニタリングを欠かさない:

軽微な懸念であっても記録を残し、繰り返しやパターン化がないか定期的に確認します。

▶ ポイント10 | 子どもと大人の双方を守る予防策:

軽微な懸念の相談・報告は、危害が生じる前に子どもを守るだけでなく、重大案件や懲罰に発展する前に改善の機会をつくることで、大人や組織を守ることもつながります。

11.担当者チェックリスト

ガイドの使用前に確認しておこう!

- 本ガイドをダウンロードして、自分でいつでも見られる場所に置いておく
- 相談・報告先となる上位機関や外部専門機関を事前に把握しておく
(地域の専門家や関係機関との連携体制を構築しておく)
- 対応の根拠となるセーフガーディングポリシー、行動規範、報告・対応フローを整備しておく
- 本ガイドを関係者に共有し、周知する
- 違和感を安心して相談・共有できる風通しの良い組織風土があるか確認する
- 組織のリーダー層から本ガイドの運用に対して明確な支持と必要な支援が得られているか確認する
- 懸念や相談内容を記録・管理するための仕組み(様式、保存方法、アクセス制限など)が整っているか確認する

参考文献・資料の紹介

【英語】

- Department for Education (2023) *Working together to safeguard children 2023: A guide to multi-agency working to help, protect and promote the welfare of children* (Available at: <https://www.gov.uk/government/publications/working-together-to-safeguard-children--2>).
- Department for Education (2024) *Keeping children safe in education 2024* (Available at: <https://www.gov.uk/government/publications/keeping-children-safe-in-education--2>).
- Farrer & Co (2024) *Developing and implementing a low-level concerns policy: A guide for organisations which work with children* (Available at: <https://www.farrer.co.uk/globalassets/clients-and-sectors/safeguarding/developing-and-implementing-a-low-level-concerns-policy.pdf>).
- FIFA (2019) *The FIFA Guardians safeguarding toolkit* (Available at: <https://inside.fifa.com/human-rights/fifa-guardians/guidance>).
- International Olympic Committee (2017) *Safeguarding athletes from harassment and abuse in sport: IOC toolkit for IFs and NOCs* (Available at: <https://www.olympics.com/ioc/safe-sport/assistance-for-olympic-movement-stakeholders>).
- Miller, W.R. and Rollnick, S. (1991) *Motivational Interviewing. Preparing People to Change Addictive Behavior*. New York: Guilford Press.
- NSPCC (2025) *Responding to low-level concerns about staff or volunteers*. 1 September (Available at: <https://learning.nspcc.org.uk/safeguarding-child-protection/low-level-concerns>).
- Tuakli-Wosornu, Y. A., Burrows, K., Fasting, K., Hartill, M., Hodge, K., Kaufman, K., Kavanagh, E., Kirby, S. L., MacLeod, J. G., Mountjoy, M., Parent, S., Tak, M., Vertommen, T., & Rhind, D. J. A. (2024) *IOC consensus statement: Interpersonal violence and safeguarding in sport*. *British Journal of Sports Medicine*, 58 (22), 1322–1344 (Available at: <https://doi.org/10.1136/bjsports-2024-108766>).
- Union of European Football Associations (2025) *Child and youth protection toolkit* (Available at: <https://www.uefa.com/sustainability/child-and-youth-protection/our-toolkit/>).

【日本語】

- 公益財団法人日本サッカー協会 (n.d.) 『JFA セーフガーディングポリシー ～子どもたちをエンパワーするために～』 (閲覧日: 2025年10月1日、https://www.jfa.jp/respect/safe_guarding.pdf)。
- 公益財団法人日本サッカー協会 (2025) 『アクセス・フォー・オールハンドブック』 (https://www.jfa.jp/about_jfa/accessforall/)。
- 公益財団法人日本サッカー協会 (2024) 『ウェルフェアオフィサーハンドブック』 (https://www.jfa.jp/respect/safety_protection/welfare_officer_handbook.pdf)。
- 公益社団法人日本プロサッカーリーグ (n.d.) 『Jリーグセーフガーディング宣言』 (閲覧日: 2025年10月1日、<https://www.jleague.jp/special/safeguarding/>)
- こども家庭庁 (2025) 『教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針』 (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>)
- 特定非営利活動法人湘南 DV サポートセンター (2011) 『「いじめ防止プログラム」指導者用テキスト』 (https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/22_shonan_dv_report.pdf)

本ガイドを最後までお読みいただきありがとうございました。

セーフガーディング担当者の皆さまへ

日々、子どもたちの安心と安全を守るために尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

皆さまの存在、そして日々の実践があってこそ、本ガイドは現場で意味を持ち、力を発揮します。

対応に悩むことがあった際には、どうか一人で抱え込まず、周囲の仲間や関係者と相談し合いながら、共に支え合っていただければと思います。

皆さまは、誰一人取り残さないインクルーシブで安全なスポーツ環境の実現に、なくてはならない存在です。

セーフガーディングの取り組みを「スポーツ界の当たり前」にしていくために、引き続き一緒にこの取り組みを前に進めていただけますと幸いです。

保護者・関係者の皆さまへ

私たちは、子どもたちがスポーツを思いきり楽しみ、生涯にわたる仲間を得ながら、スポーツが「大好き」と思い続けられる環境の実現を目指しています。

そのためには、まずスポーツの現場が安心・安全であることが欠かせません。どのような環境であっても、リスクを完全にゼロにすることは難しいですが、問題が深刻化する前の軽微な懸念の段階で気づき、対処し改善することは可能です。

一人ひとりの小さな気づきと行動の積み重ねが、組織の姿勢を変え、子どもにとって安心・安全な文化の定着へとつながっていきます。

一方で、こうした取り組みは、まだ十分に普及・定着しているとは言えず、私たちは今、現場の実情に即した仕組みづくりを一つひとつ丁寧に進めている段階です。

この取り組みを支える上で、保護者の皆さまや関係者の皆さまのご理解とご協力は欠かせません。

ぜひ、セーフガーディングの取り組みを共に担う一員としてご参加いただき、現場の担当者を支えながら、子どもを守る文化を一緒に育てていただければ幸いです。

まだセーフガーディングの仕組みが整っていない現場におかれては、本ガイドを身近な方々にご紹介いただくことも、大きな力となります。

子どもたちが、より安心・安全な環境でスポーツを楽しみ、成長していけるよう、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

制作・協力・監修団体一覧

企画・制作



S.C.P. JAPAN

Sport for Creating Pathways Japan

一般社団法人 S.C.P. Japan

制作協力



公益財団法人
日本サッカー協会

推進協力



公益社団法人
日本プロサッカーリーグ

監修

鹿屋体育大学 教授

森 克己



ジャパンセーフスポーツ
プロジェクト

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

 **Safe Sport Learning**
S.C.P. JAPAN PRESENTS

本資料は一般社団法人 S.C.P. Japanが日本財団の助成を受けて行った『スポーツ界における子どもの権利保障のための「子どもの安全保護(セーフガーディング)」システムの構築』プロジェクトの一環として作成されました。

セーフガーディングについて「もう少し詳しく知りたい」という方はこちらでも学べます。
URL: <https://scpjapan.online-learning.jp/> (Safe Sport Learning 日本語サイト)



公開:2026年3月